




死亡災害等速報

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局

災害発生月	令和4年7月
事業の種類	木造家屋建築工事業
災害の概要 (注1)	<p>木造2階建て住宅の建方作業において、1階梁上(2階床面)で作業を行っていたところ、梁の間にかけて渡され、固定がされていない足場板のはねだした部分に乗ったことで、体勢を崩し、足場板とともに約3mに墜落した。保護帽は着用していたものの、防網や親網の設置、墜落制止用器具の着用・使用などの墜落による危険防止措置は講じられていなかった。</p> 
災害防止のためのポイント (注2)	<p>建方作業における建築物内部への墜落を防止するため、2階梁の上で作業する前に墜落による危険を防止するためのネット(防網)を張り又は2階床の施工を行うこと。</p> <p>なお、ネットについては、「墜落による危険を防止するためのネットの構造等の安全基準に関する技術上の指針」で定める構造と強度を有するものを用いて、同指針で定める落下高さ、ネットの垂れ及びネット下部の空き等の基準により設置・使用すること。</p> <p>墜落時保護用の保護帽(ヘルメット)を着用し、あご紐をしっかりと締めること。</p> <p>(関係指針・ガイドライン・通達等)</p> <ul style="list-style-type: none">● 墜落による危険を防止するためのネットの構造等の安全基準に関する技術上の指針 (https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-7/hor1-7-8-1-0.htm)● その保護帽(産業用ヘルメット)正しく使用していますか？ (https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/content/contents/hogobou20210930-matsumoto.pdf)  

本資料は、発生した災害の責任を問うためのものではない。

注1) 本速報時点までの所轄労働基準監督署による調査をもとに、長野労働局が作成・推定したものであり、今後、調査が進む過程で新たな事実が判明すること等がある。イラストはイメージ。

注2) 同種災害防止のため、関係する指針・ガイドライン・通達をはじめ、一般的な災害防止対策等を示したものであり、必ずしも本件災害自体に対応したものとは限らない。